

都道首都高速板橋足立線（北区堀船区間）高架下利用計画（案）

1 計画概要

本件は、都道首都高速板橋足立線の北区堀船区間の約 0.9km について、高架下利用計画を策定するものである。

2 土地の利用の特徴

都道首都高速板橋足立線は、首都高速 5 号池袋線と高速川口線を結ぶ、中央環状線の北側を形成する延長 7.1 km の路線であり、板橋区、北区、足立区を通過している。当該高速道路は、平成 14 年 12 月 25 日に供用され、平成 27 年 3 月 29 日に王子南出入口が完成した。

北区に位置する当該高架下の都市計画用途地域は、近隣商業地域、工業地域、第一種住居地域、準工業地域に指定されており、周辺の土地の利用用途は、店舗や事務所、工場、住宅等となっている。

交通面では、JR 京浜東北線王子駅から北東へ直線距離約 300m～約 900m 以内に位置している。また、当該区間と交差する道路としては、都道 306 号が整備されている。

3 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の決定

別表のとおり利用用途を決定するものとする。

以 上

【別表】

都道首都高速板橋足立線(北区堀船区間)高架下利用計画

区間名	番号	延長(m)	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅	最寄駅 直線距離	建べい率/容積率	占用主体	利用用途	利用用途設定理由
堀船	①	約74m	近隣商業地域	京浜東北線 王子駅	10m	約300m	80%/300%	国又は地方公共団体	自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が近隣商業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、自転車等保管所兼返還所、広場、公園、運動場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。	
	②	約117m	工業地域		6m						
	③	約31m			7m						
	④	約75m	第一種住居地域		5m	約900m	60%/200%	入札により定める (※道路管理用施設を設置する場合は除く)	自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、事務所、店舗、倉庫、資材置場、道路管理用施設	都市計画の用途地域が第一種住居地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。 ただし、当該箇所に道路管理用施設を設置することとなった場合は利用不可。	
	⑤	約25m			7m						
	⑥	約35m	準工業地域(特別工業地区)		5m						

なお、上記以外の利用用途未定区間については、市街化の状況や道路建設の状況を踏まえて、改めて計画を策定するものとする。

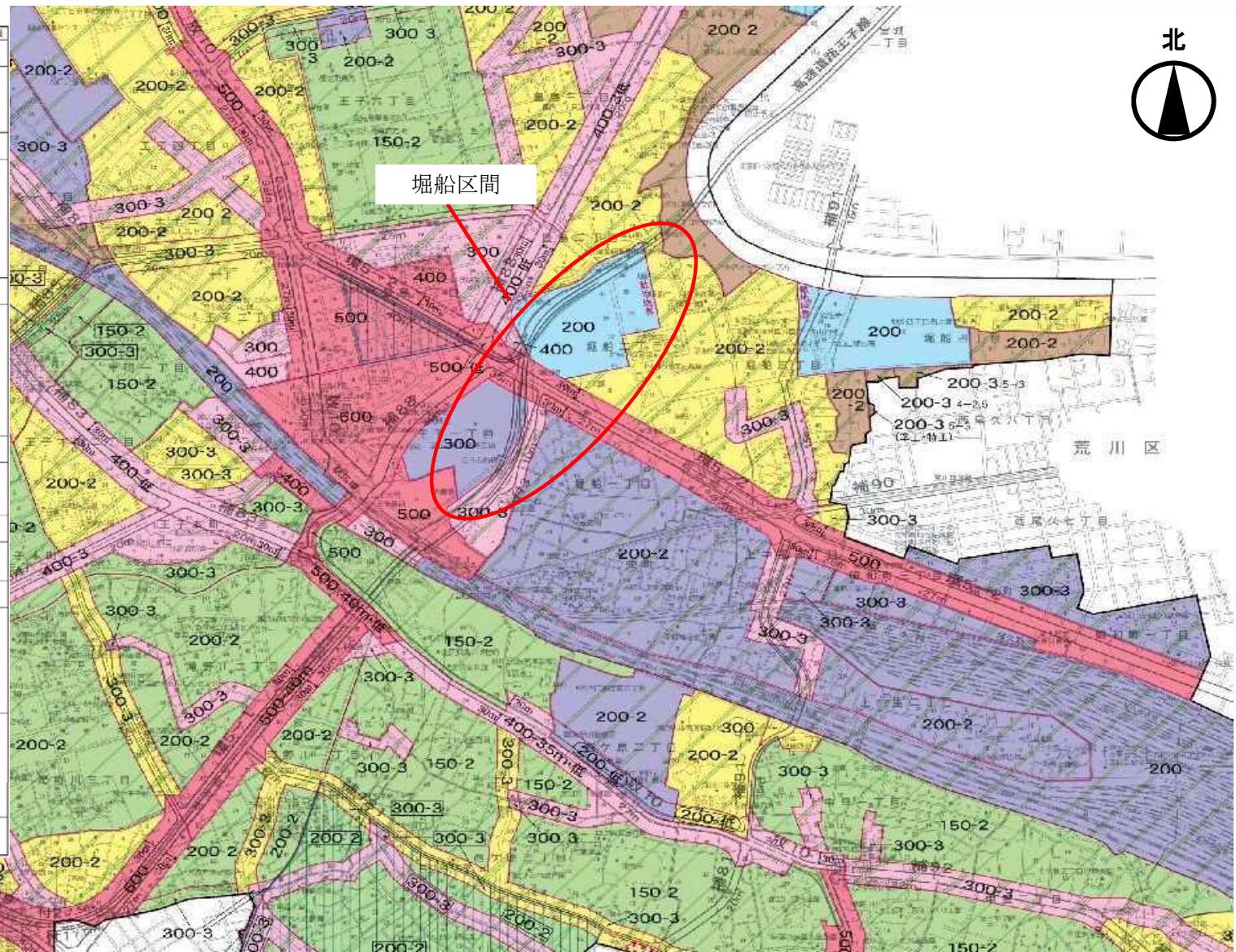
位置図（北区堀船区間）



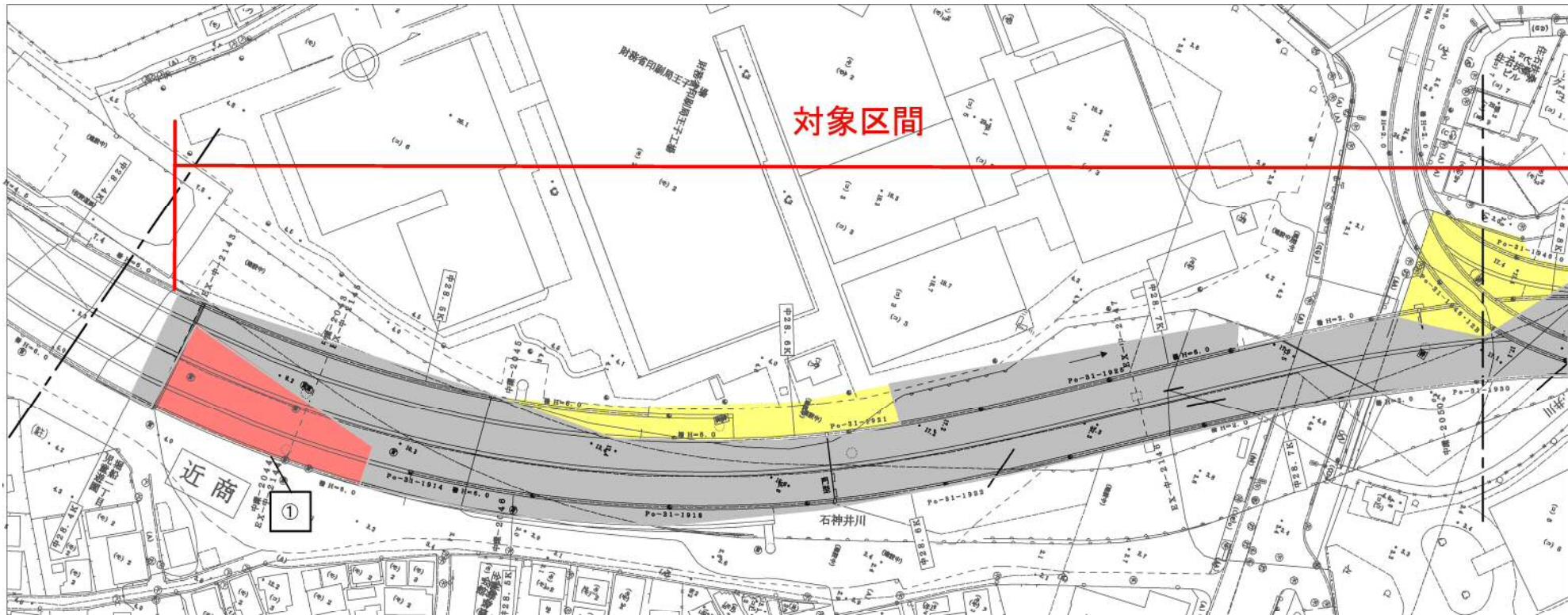
都市計画図 東京都北区

● 凡例

地 域 名	記 号	面 積	容 積	高 度	地区	高さ制限
第二種低層住居専用地域 (二種)		150-2	60	150	第2種	12m
第一種中高層住居専用地域 (一 中 高)		150-2 200-2 300-3	60	150 200 300	第2種 第3種 第3種 最高限	
第二種中高層住居専用地域 (二 中 高)		200-2	60	200	第2種	
第一種住居地域 (一住居)		200 200-2 200-低 300 300-3 300-3低 400 400-低	60	200 260 300 300	第2種 最高限 第3種 第3種 最高限 最高限	
		400-35m低		400	最高限	
		300-3		300	第3種 最高限	
		300-低		300	第3種 最高限	
		300-3低		300	第3種 最高限	
		400-低		400	最高限	
		200-2 300-3	60	200 300	第2種 第3種	
近隣商業地域 (近商業)		300 300-3 300-低 300-3低 400 400-3 400-低 400-3低 400-35m低	80	300 300 400	第3種 最高限 第3種 最高限 第3種 最高限 第3種 最高限	
		35m高 最高限		35m		
		400 400-低 500 500-低 500-35m低 500-40m 500-40m低 600 600-低		400 400 500 500 600	最高限 最高限 最高限 35m高 最高限 40m高 最高限 最高限	
		600-35m低		600	35m	
		40m高 最高限		40m		
		600-低		600	最高限	
		35m高 最高限		35m		
工業棟地 (準工)		200 200-2 200-低 300 300-3 400-低 400-3低	60	200 300 400	第2種 最高限 第3種 最高限 第3種 最高限	
		200-2		200	第2種	
		200-3		200	第3種	
		300-3		300	第3種 最高限	
		300-3低		300	最高限	
		400-低		400	最高限	
		400-3低		400	第3種 最高限	
準工業地 (準工業地区) (特工)		200-2 200-3 300-3 300-3低 400-低 400-3低	60	200 300 400	第2種 第3種 第3種 最高限 最高限 第3種 最高限	
		200-2		200	第2種	
		200-3		200	第3種	
		300-3		300	第3種 最高限	
		300-3低		300	最高限	
		400-低		400	最高限	
		400-3低		400	第3種 最高限	
工業地 (工)		200 300 400-低	60	200 300 400	最高限 最高限 最高限	
		200		200	最高限	
		300		300	最高限	



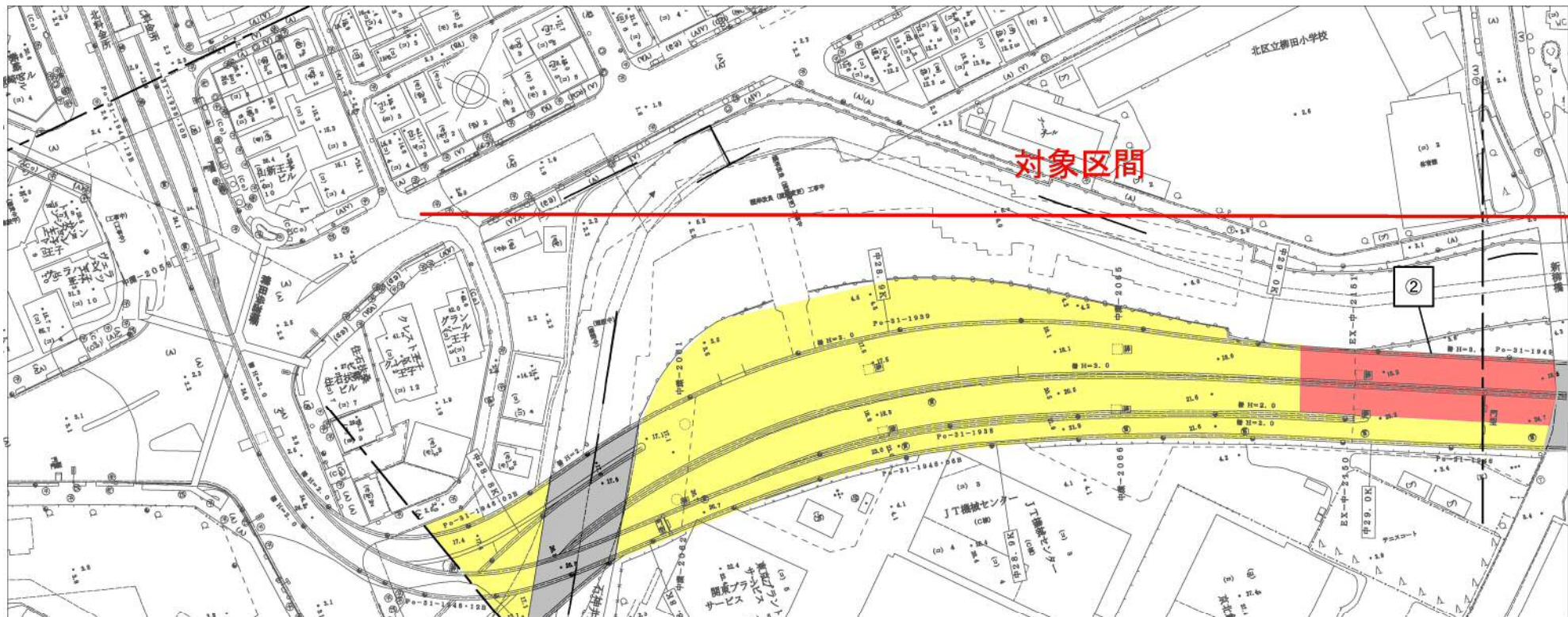
高架下利用可能箇所図【北区堀船区間 1／3】



凡例

- : 国及び地方公共団体による占用
- : 入札により定める
- : 道路管理用施設
- : 入札により定める 又は 道路管理用施設
- : 占用不可（街路等）

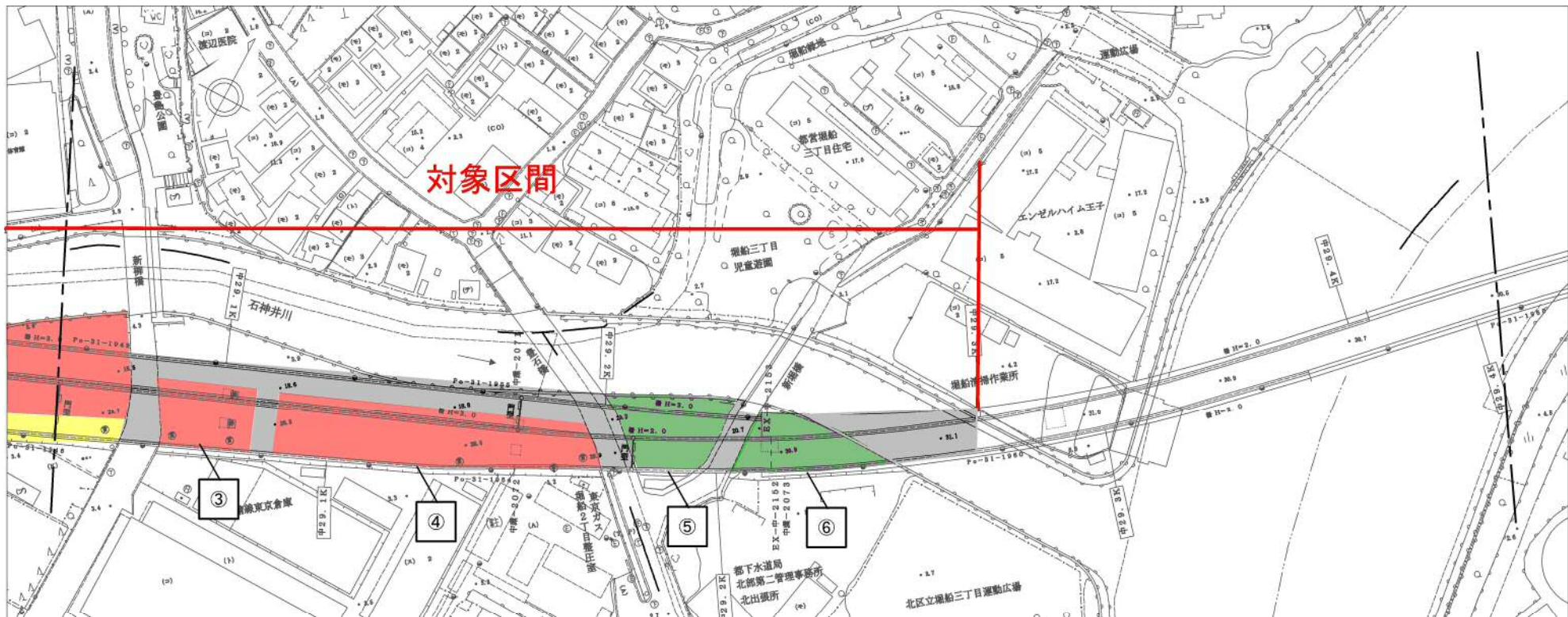
高架下利用可能箇所図【北区堀船区間 2／3】



凡例

- : 国及び地方公共団体による占用
- : 入札により定める
- : 道路管理用施設
- : 入札により定める 又は 道路管理用施設
- : 占用不可（街路等）

高架下利用可能箇所図【北区堀船区間 3／3】



凡例

- : 国及び地方公共団体による占用
- : 入札により定める
- : 道路管理用施設
- : 入札により定める 又は 道路管理用施設
- : 占用不可（街路等）